第3章 届出制度について

1 届出対象行為の概要

景観計画重点地区と一般区域ごとに、届出対象行為の種類と規模を定めています。

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山においては、下線部のとおり、建設位置が一定の条件を満たす建築物及び工作物1は、規模にかかわらず全て、景観法に基づく届出が必要となります。

届出対象行為		工作物(图		限定列挙)の建設等		開発行為等	
地区区分		建築物の 建築等	① 工作物 1 (第1種工作物) 煙突、電波塔、 ガスタンク など	②工作物2 (第2種工作物) 携帯電話等ナ、 時間貨、自動 場際など	③工作物3 (第3種工作物) 橋りょう	開発行為	土石の採取、 土地の形質の 変更等
景観計画重点地区	平和、歴史・文化関連地区 ①原爆ドーム及び平和記念公園 周辺地区(A~D地区)*1 ②平和大通り沿道地区 ③縮景園周辺地区 ④不動院周辺地区*1 ⑤広島東照宮・國前寺周辺地区	規模にかかわらず 全て			- ①(A~D)・ ②・⑦・⑩・ ⑫の地区	_	-
	⑦リバーフロント・シーフロント 地区 ^{*1}	以下のいずれかにあたるもの ○高さ13mを超えるもの ・幅員が10mを超える道路に係る沿道の角地では、高さ7mを超えるもの ・主な河川又は港湾に面する部分では、高さ7mを超えるもの ・建築(築造)面積が1,000m²を超えるもの ・回爆ドーム北側眺望景観保全工リアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、		種類ごとに規模等限定	_	_	-
	西風新都地区(⑧)	工作物の下端の標高が高さの 最高限度の基準^{※2}に定める高 さから13m減じた高さを超え るもの○一般区域のうち原爆ドームの				面積 5 ha 以上の もの	面積500m² 以上のもの 等
一般区域 (上記以外)(⑭) ^{※1}		背景となる阿武山において、 地盤面 ^{*3} (建築物の屋上部分等 に設置する工作物にあっては その下端)が標高430mを超え るもの		-	-	_	-

- ※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリアと重複する部分においては、P8 に示す「高さの最高限度の基準」に適合する必要があります。
- ※2 高さの最高限度の基準は、景観計画第6章5(1)イで定めています。簡易的な最高限度の求め方は、P8高さの最高限度の基準を参照してください。
- ※3 建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面を準用します。
- 注1:特定届出対象行為(景観法第17条第1項)

本市においては、上表の建築物の建築等及び工作物の建設等が特定届出対象行為となります。特定届出対象行為は、形態や色彩等の基準に適合しない計画等について「変更命令」の対象になる行為を示します。

注2:国の機関または地方公共団体が行う行為についての扱い

国の機関又は地方公共団体が上表の届出を要する行為をしようとするときは、景観法第16条第1項の届出に代わり、同条第5項に基づく通知が必要となります。国等が行う行為で他法令の許可の適用除外となるものであっても、景観への影響は他のものと変わらないため、民間の建築物等と同様に扱います。

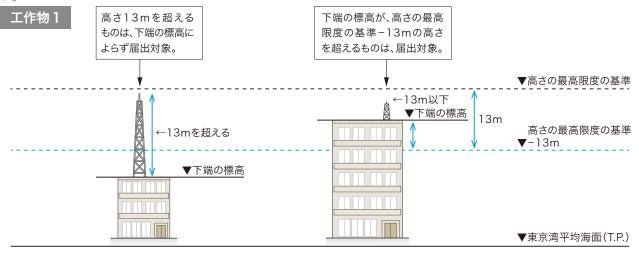
注3:景観重要公共施設内の建築物等の扱い

景観重要公共施設内で都市公園施設とされている建築物や工作物については、国の機関又は地方公共団体による通知は不要です。 ただし、平和記念公園、中央公園、広島広域公園内の建築物や工作物については、都市公園施設であっても通知が必要です。

2 対象エリアごとの解説

(1) 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

工作物1の下端の標高が、高さの最高限度の基準から13m下の高さを超えるものは、工作物の高さが13m以下であっても、原爆ドームの背景として見えてくる可能性があることから、規模にかかわらず届出対象となります。



(2) 原爆ドームの背景となる阿武山

建築物の地盤面の高さ、及び工作物 1 の下端の高さが、標高 430 m*を超えるものは、高さが13 m以下であっても、規模にかかわらず届出対象となります。

※建設地によらず届出対象となる建築物等の高さ (13m) を踏まえ、高さの基準線-13m の斜線と阿武山の地盤面が接する地点のうち、最も低い地点 (10m 未満切り捨て) である標高 430m を基準としています。

